

静岡県官民連携による要配慮者支援事業費補助金実施要領

第1 趣旨

静岡県官民連携による要配慮者支援事業の実施に関する取扱いについては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及び静岡県官民連携による要配慮者支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の目的

本事業では、生活困窮者に対する支援活動のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、原油価格・物価高騰等の影響を受け、需要等が増加又は新たに生じている民間団体の支援活動に対して、その経費の一部を補助することで、生活困窮者が安心して生活できるよう支援することを目的とする。

第3 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象団体が実施する地域の生活困窮者等に対する支援活動のうち、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、需要が増加又は新たに生じているものであって、市町の支援会議等において必要性が認められた支援活動であり、以下の(1)～(3)の要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 他の制度等により同一事業で補助金または助成金を受けて実施する事業
- (2) 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利する事業
- (3) その他知事が適当でないと認める事業

<「支援会議等」の例>

社会福祉法第106条の6による「支援会議」、生活困窮者自立支援法第9条による「支援会議」、介護保険法第115条の48による「地域ケア会議」等

<補助対象となる経費の例>

- ・食料や日常生活用品と物資支援に必要な物品購入費
- ・相談者に物品を届ける送料・運搬諸費
- ・居場所づくりに必要な借上料
- ・Wi-Fi等の通信環境整備にかかる経費
- ・支援に係る人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等

第4 補助対象期間

本事業の補助対象期間は、令和5年10月1日(日)～令和6年3月15日(金)とする。
※上記期間内に、補助対象事業に係る発注・納品・支出全てを完了とする

第5 募集期間

令和6年1月4日(木)～令和6年2月26日(月)

※郵送必着又は持参 ※交付決定については、随時行う。

第6 留意事項

- (1) 各団体からの交付申請額が予算額を超過した場合には、募集期間内でも募集を終了する場合があります。
- (2) 財務体質が脆弱なNPO法人を優先して交付決定する。